

(参考)

(仮称)豊橋田原ごみ処理施設整備事業に関する環境影響評価の経緯及び今後の県の対応

1 計画概要

- (1) 都市計画決定権者
豊橋市
- (2) 事業実施想定区域の位置
豊橋市豊栄町地内及び東七根町地内
- (3) 事業規模
処理能力 520t/日

2 経緯

平成26年11月19日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧(～12月18日)
12月18日	住民意見の都市計画決定権者(豊橋市)への提出期限
平成27年1月29日	計画段階環境配慮書の県への送付
3月3日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
3月24日	愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会(第1回)
4月13日	愛知県環境影響評価審査会豊橋田原ごみ処理施設部会(第2回)
4月20日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
4月27日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知

3 今後の県の対応

都市計画決定権者(豊橋市)は、知事意見を踏まえ、事業計画を策定し、環境影響評価方法書を作成することになります。

(参考)

計画段階環境配慮書の手続とは、事業計画を立案する段階を対象として、重大な環境への影響をあらかじめ回避、低減するため、事業の位置や規模などの複数の案を示して、環境の保全のために配慮しなければならない事項を検討する手続です。

なお、本手続は、愛知県環境影響評価条例に規定する手続であり、平成25年4月の条例改正により新たに創設された制度です。